主唱:厚生労働省·内閣府 も必要です。 子どもを温かく見守り、虐待から をしてしまう親の支援をすること 守ることが必要です。同時に、虐待 するためには、まず、地域みんなで らないものです。児童虐待を防止 身体的虐待..殴る・蹴る・投げ落 児童虐待は、絶対にあってはな

子どもを虐待から守るために 11月は児童虐待防止

|地域みんなで子どもを守る

性や心の成育に障害を抱えたまま 残すことになります。虐待を受け 大人になる場合もあります。 た子どもは、心の傷が原因で、社会 は、子どもの心に大きな傷を一生 児童虐待(未成年に対する虐待)

|児童虐待4つのタイプ

児童相談所全国共通ダイヤル

0570 064

10月1日から児童虐待防止や子育て支援を推進する ことを目的に始まりました。

この電話番号にかけると、発信者の電話番号から判 て管轄の児童相談所に転送されます。

起こりうる問題です。11月は児童虐待防止推進月間です。 って生じるもので、特別な家庭だけでなく、どの家庭にも の関係、社会からの孤立など、さまざまな要因が重なり合 この機会に、子どもの虐待防止について考えてみましょう。 子どもへの虐待は、家庭内の不和、経済的な問題、親子

平成20年度 市の児童虐待の状況

虐待の対象と内容

小人は10年度

出心.」

一			平位.人	
乳幼児	小学生	中学生	合 計	
7(5)	5 (4)	2(0)	14 (9)	
2(3) 6(4) 3(1)		3(1)	11 (8)	
0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	
11(3)	6(5)	2(2)	19(10)	
20(11)	17(13)	7(3)	44(27)	
	乳幼児 7(5) 2(3) 0(0) 11(3)	乳幼児 小学生 7(5) 5(4) 2(3) 6(4) 0(0) 0(0) 11(3) 6(5)	乳幼児 小学生 中学生 7(5) 5(4) 2(0) 2(3) 6(4) 3(1) 0(0) 0(0) 0(0) 11(3) 6(5) 2(2)	

こども虐待防止 オレンジリボン運動 オレンジリボンには子ども 虐待を防止するというメッ - ジが込められています

相談・連絡 通告 経路の内訳

)内は19年度

単位・人

						干世.八	
	家族	近隣など	児童委員	保育所·幼稚園	学校	その他	合 計
連絡(通告)	1(1)	12(2)	1(1)	1(0)	5(4)	0(2)	20(10)
相談	14 (2)	1(2)	0(0)	2(1)	0(3)	7(9)	24(17)
合 計	15 (3)	13 (4)	1(1)	3(1)	5(7)	7(11)	44(27)

外出してしまうなど 置する、子どもを長時間放置して の世話をしない、自動車の中に放 ネグレクト(養育怠慢)..衣食住 |20年度の市の児童虐待状況

およそ半数となっています。 待の対象と内容は、乳幼児のネグ も大幅に増加しています。また、虐 や近隣からの通告が、前年度より ち、児童虐待に関わる相談・通告の となっています。家族からの相談 庭児童相談(約1千700件)のう レクトが11人と最も多く、全体の へ数は、前年度より17人増の44人 市では、引き続き、地域や関係団 上の表のとおり、平成20年度の家

けた活動に取り組んでいきます。 めるとともに、児童虐待防止に向 体と協力し、児童虐待の把握に努

要保護児童対策地域協 議会の取り組み

重なり合って生じることから、一つ 児童虐待は、さまざまな問題が

が残るような苦痛を身体に与える 態度をとる。また、暴力を見せる を浴びせたり、兄弟間での差別的 とす・火傷を負わせるなど、傷あと な扱い、子どもに対して拒否的な 性的虐待..性的な行為を強要し 心理的虐待:傷つくような暴言

権擁護委員など 委員・児童委員、警察、医師会、人

一予防は、家庭での育児協 力と地域の子育て支援で

地域では...子どもを心身ともに健 のやさしく見守る目と、ちょっと の大きな役割の一つです。皆さん やかな人物に育てることは、地域 に相談できる環境を作っておきま たことがあったら、いつでも気軽 ごろから夫婦で協力し合い、困っ レスがたまりやすいものです。日 せにしていませんか。育児はスト 家庭では...子どもの世話を母親任 た温かな一言が大切です

助けての小さなサインを 見逃さないで

子どもは自らの状況を判断し、

限界があります。 の機関で対応するにはどうしても

訴えるということがうまくできま

せん。親からの虐待を自分が悪い

予防などに取り組んでいます。 見逃さない」ことを目標に、子ども 問題に対応するため、狭山市要保 護児童対策地域協議会」を設置し、 る機関が連携、協力しながら虐待 情報交換や援助内容の協議、啓発 の適切な保護を行うために必要な 虐待を受ける子どもを作らない 学校、幼稚園、保育所(園)、民生 構成機関..児童相談所、市役所、 このため、市では、児童に関係す

密告することでもありません。

ためらわずにご相談・ご

連絡を

めることは、親を責めることでも

子どもの虐待を周囲が察知し認

と思い込んでしまうのです。

たり、させたりする。あるいは見せ

守られ、一切公開されません。 連絡があったかなどの秘密は固く はありません。また、誰から相談や 連絡した方の責任が問われること 虐待の事実がなかったとしても 菫相談所が判断しますので、仮に、 連絡ください。虐待かどうかは、児 連絡の多いケース】 がある 食事を与えられていないようす なり声が長時間続いている 子どもの泣き叫ぶ声、大人のど いつも子どもだけで放置されて 人為的なあざ、

傷がある

相談するように勧めるか、直接ご たときは、市や児童相談所などに 虐待が疑われる子どもを発見し